

遺児手当

両親または父母の一方と死別した児童(遺児)の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的に、遺児手当を支給します。

■支給要件 市内に居住する日本国籍の方で、両親または父母の一方と死別した義務教育終了前の児童を養育(児童と同居して監護し、生計を維持)している、次に該当する方

- ・当該児童の父または母で、配偶者のいない方
- ・当該児童を養育する方

- ・当該児童を養育する方がいない場合は、当該児童のうち年長の方

■手当額 児童1人につき月額3,000円

■所得による支給制限 市民税の所得割が課税されている場合は、原則として支給されません。

※扶養の状況により減額措置などがあります。

※申請の際に、戸籍謄本などの必要書類をご提出いただきます。申請の前にご相談ください。

■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32)8903

児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進することを目的として支給する手当です。

申請の前にご相談ください。

■支給月額(令和5年4月分から)

対象児童数	全部支給	一部支給 (所得に応じて決定)
1人	44,140円	44,130円～10,410円
2人目の加算額	10,420円	10,410円～5,210円
3人目以降の加算額	6,250円	6,240円～3,130円

※児童扶養手当の支給月額は、物価変動などにより変更になることがあります。

手当を受けられる人は?

国内に住所があり、児童(18歳到達以降の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定程度の障がいの状態にある児童)を監護している父、母、または、父もしくは母に代わって児童を養育している方。

■対象となる場合

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいのある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・父母が婚姻しないで生まれた児童
- ・父母ともに不明である児童

■対象とならない場合

- ・児童が児童福祉施設等に入所したり、里親に預けられたりしたとき
- ・父または母が事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき

※上記以外にも支給されない場合があります。

所得による支給制限

受給資格者または同居の扶養義務者(受給資格者の父母・祖父母・子・兄弟など)の所得が一定の金額以上である場合は、その年度(11月から翌年10月まで)の手当の一部または全部が停止されます。

児童扶養手当の年度更新は11月です。所得が限度額以内になる場合は、10月中旬に認定請求書を提出すると、11月分から手当が支給されます。

公的年金との併給

「公的年金給付・遺族補償等の額」が「児童扶養手当の額」を下回るときは、差額分の児童扶養手当が支給されます。

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

広告

腰痛専門整体院

札希-さつき-小山店
営業 9:00～21:00

初回特別価格980円/月8名様限定

ホームページ

小山市西城南6-24-14 グリーンヒルズ101

☎ 080-9827-0688